

# 附属機関の運営及び委員構成に係る基準の取扱要領

(平成11年2月9日決裁)

(平成15年3月28日決裁)

附属機関の運営及び委員構成に係る基準（以下「基準」という。）に関し、次のとおり取扱要領を定めるものとする。

## 1 基準の適用時期等

- (1) 基準及びこの要領は、決定の日から適用する。ただし、決定の日において現に委員が選任されている附属機関については、新規委員の委嘱又は委員の改選時において順次適用するものとする。
- (2) 基準2(4)の通算の在任期間には、基準の決定の日以前における在任期間を通算するものとする。
- (3) 懇談会等については、基準に準じた取り扱いに努めるものとする。

## 2 基準の運用及び進行管理

- (1) 基準の運用は、各主管課において行う。
- (2) 基準の総合的な進行管理は、総務部人事課で行う。
- (3) 委員の選任時は人事課と事前協議するものとし、委員の決定に際しては人事課長に合議するものとする。
- (4) 個々の附属機関の情報管理は従前のおり各主管課が行い、各附属機関の総合的な管理・状況把握は人事課が行うものとする。なお、人事課所有のデータ等は、各課の求めに応じて提供するものとする。
- (5) 附属機関の実態調査のため、毎年4月1日現在の状況についての調査を行うものとする。なお、新規委員の委嘱、委員の改選等があった場合は、その都度人事課へ報告するものとする。

## 3 会議・会議録の公開

基準1(2)の会議・会議録の公開に当たっては、次の方法によるものとする。

### (1) 公開方法

- 1 各附属機関において公開の可否も含め判断するが、会津若松市情報公開条例の趣旨に沿った対応を図るものとする。
- 2 会議録（会議要旨を含む。）は、各主管課のほか、当該年度分を市政情報コーナーに備え付けるものとする。

### (2) 開催に関する周知方法

開催に関する市民への周知は、掲示板（各庁舎及び各市民センター）への掲示により行うものとする。この場合において、可能な場合には、次の方法による周知も併せて行うものとする。

- ① 市政だよりへの掲載
- ② FMあいづ『市役所情報スタジアム』での放送
- ③ 報道機関への案内

## 4 委員の公募

基準2(6)の市民委員を公募により選任する場合の方法は、別に定める。